

**北九州市文化芸術活動再開支援助成金
募集要項**

令和3年6月1日

(公財) 北九州市芸術文化振興財団

【この助成制度や申請に関するお問合せ先】

(公財) 北九州市芸術文化振興財団総務経営課経営事業係 再開支援事業担当

〒803-0812 北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

電 話 : 093-562-3067 (平日 9~17 時)

e-mail : keiei@kicpac.jp

URL : http://www.kicpac.org/soumu_saikai/main.html

ホール、劇場やライブハウスなどの文化施設で文化芸術活動を行う皆様を支援します
～ライブ文化やアーティストの表現する機会・場を守ろう～

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、社会のあらゆる分野に大きな影響が広がっています。なかでもホール、ライブハウス、ギャラリー、映画館などは、施設収容人数が制限されるなど事業継続が厳しい状況に置かれ、各種文化事業も激減しています。このままでは、音楽、演劇、舞踊、芸能、絵画、写真、書道、映画等の文化芸術活動の再開は当分の間見込めず、市民が文化芸術活動を楽しむ機会が著しく損なわれることとなってしまいます。このような事態とならないよう、昨年度に引き続き「北九州市文化芸術活動再開支援助成金」の交付制度を創設しました。困難な時にこそ、人々に感動や勇気を与える文化芸術活動が大切です。対象となる文化芸術活動を行う皆様、ぜひ本制度をご活用ください。

1 助成事業の概要

- 対象事業に対し、施設使用料及び付帯設備使用料※の50%を助成します。
 - ※テクニカルスタッフ等の人件費、冷暖房費は含まない
 - ※国、地方公共団体から同事業に係る施設の使用料及び付帯設備使用料（テクニカルスタッフ等の人件費、冷暖房費などは除く。）について助成を受けた場合は助成対象経費とならない

2 対象となる事業

助成要件となる施設で実施され、広く市民を対象とした以下のいずれかに該当する事業となります。

- 音楽、演劇、舞踊、芸能などの公演（動画配信による無観客公演を含む）
- 絵画、写真、書道などの展示事業
- 映画、アニメーションなどの上映事業

【対象とならない事業】

- ・文化芸術活動の練習（本番前日等のリハーサルは助成対象）
- ・ワークショップ等、講座に類するもの
- ・式典、会社説明会、学会等の講演会・集会に類するもの
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされていない事業

3 助成要件となる施設

- ホール、劇場、ライブハウス、映画館など（興行場法の許可を受けた施設）
 - (1) 市内に所在地があること
 - (2) 利用料金が公表されている施設であること
 - (3) 令和2年度以降、月に1回程度有料で施設を貸し出して行う公演開催実績を有すること
 - (4) 興行場法（ライブハウスについては食品衛生法等）の許可を受けた施設であること
 - (5) 収容人員が概ね50人以上の施設であること

- (6) 国、福岡県、北九州市が示すイベント開催に係る方針や内閣官房ウェブサイトに掲載された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に即し、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分に取られていること。

○ 展示会を行うギャラリーなど

- (1) 市内に所在地があること
(2) 利用料金が公表されている施設であること
(3) 令和2年度以降、月に1回程度有料で施設を貸し出して行う展示事業開催実績を有すること
(4) 室内床面積が30m²以上であること
(5) 他の目的業種と併設の場合は、展示スペースが独立していること
(6) 国、福岡県、北九州市が示すイベント開催に係る方針や内閣官房ウェブサイトに掲載された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に即し、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分に取られていること。

※助成が受けられる施設かは、「助成要件となる民間施設の確認書（様式1－1）」により事前にご相談ください。

※助成要件施設に、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされていると認められない場合は助成対象外となります。

4 助成回数の上限等

○ 公演、上映（劇場、ホール、ライブハウス、映画館など）

- (1) 1事業者あたり 5回まで
(2) 1回あたり連続する5日間まで（1日あたりの上限50万円）

○ 展示（美術館・ギャラリー等）

- (1) 1事業者あたり 5回まで
(2) 1回あたり連続する5週間まで（1週あたりの上限50万円）

5 新型コロナウイルス感染拡大防止措置について

対象事業、助成要件施設ともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされていない場合は助成対象外となります。

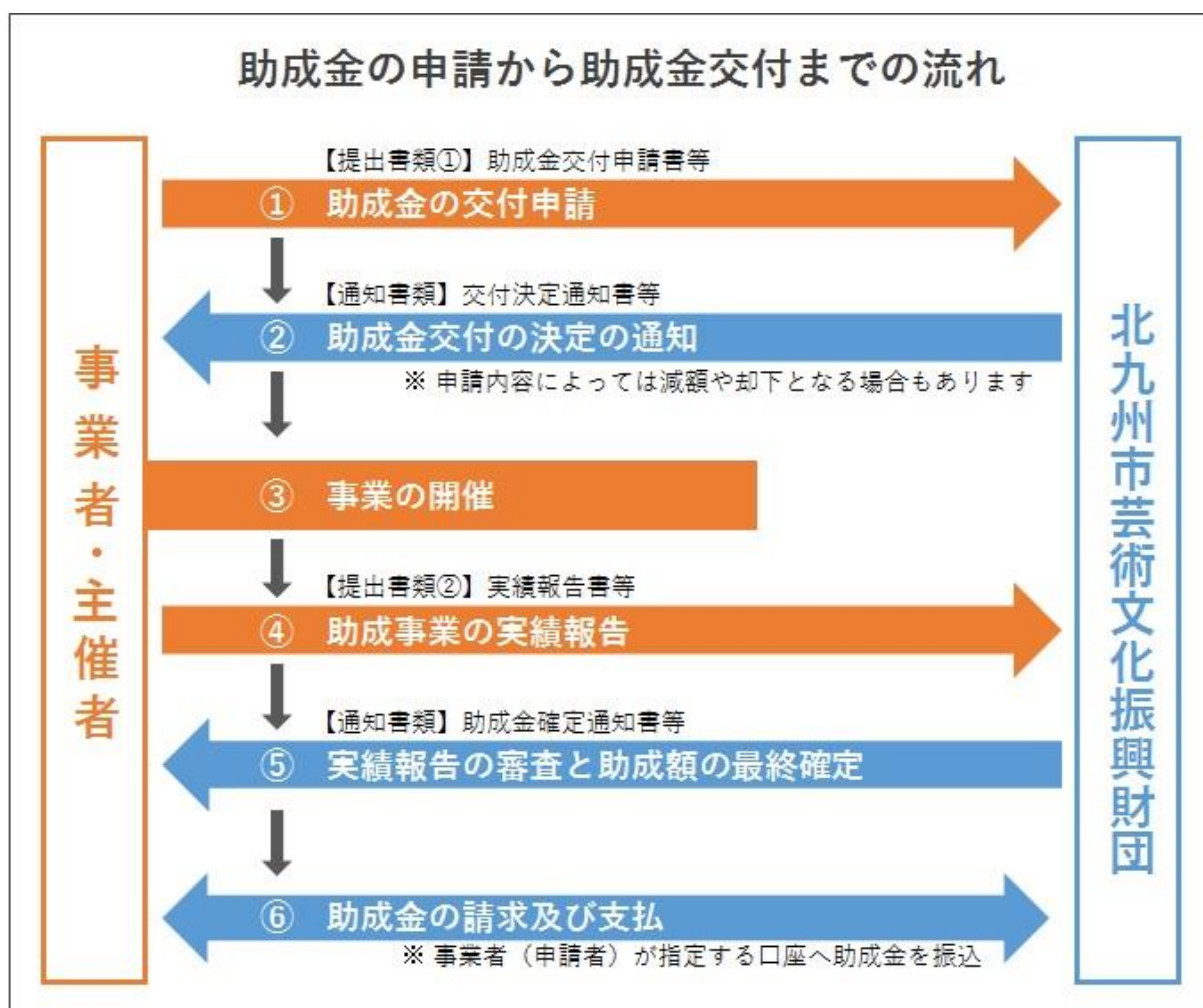
6 公演対象期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日までに行われた公演・展示等

7 助成金募集のスケジュール

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 令和3年6月1日 | 申請受付開始 |
| (2) 令和3年8月ごろ | 支給開始（随時） |
| (3) 令和4年2月28日 | 申請締切 |

8 申請から助成金の交付（支払）までの流れ



【提出資料①】 助成金交付申請書(様式1)

助成要件となる民間施設の確認書(様式1号の1)
 申請者・役員一覧表(様式1号の2)
 施設・役員一覧表(様式1号の3)
 新型コロナウイルス感染症拡大防止チェックリスト(写し)

【提出書類②】 助成金実績報告書(様式5)

新型コロナウイルス感染症拡大防止チェックリスト(原本※)
 ※ 各項目のチェック後、事業者、施設側双方の押印等があるもの
 事業実施状況写真(事業報告添付用)
 施設使用料、設備(器具)使用料等の領収書(原本)
 振込口座連絡票
 委任状 ※申請者と振込口座名義が異なる場合のみ

【提出先・相談等】

(提出先) 郵送及び窓口(平日 9～17 時)

(公財) 北九州市芸術文化振興財団総務経営課経営事業係 再開支援事業担当

〒803-0812 北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

(お問い合わせ)

電話 : 093-562-3067 (平日 9～17 時)

e-mail : keiei@kicpac.jp

(様式等ダウンロード)

URL : http://www.kicpac.org/soumu_saikai/main.html